４　前号の規定により提供された保証金又は提出された保証状は、価額競争における落札者について認定が行われた後、遅滞なく当該保証金を提供し、又は保証状を提出した者に返還される。ただし、第九項第一号に規定する遵守事項に違反したと認められる者その他価額競争の公正を害すべき行為を行ったと認められる者については、当該保証金を返還しないこととし、返還しないこととなった当該保証金は国庫に帰属するものとする。

５　第三号の規定により保証状を提出した者が前号ただし書に規定する者に該当した場合には、発行者に保証金に相当する金額の納付を求め、納付された当該保証金は国庫に帰属するものとする。

６　保証金を現金により提供した者（第四号ただし書に規定する者を除く。）のうち認定特定高周波数無線局開設者となった者は、提供した当該保証金を第七項第二号に定める認定日の属する会計年度の落札金に充てることができる。この場合において、当該認定特定高周波数無線局開設者に対しては、当該保証金の金額から当該落札金に充てた金額を差し引いて得た金額を返還するものとする。

７　前各号に掲げる事項のほか、保証金の提供及び返還に関する事項については、総務大臣の定めるところによる。

六　価額競争における入札の単位及び最低落札価額に関する事項

１　価額競争における入札の単位（以下「単位」という。）は、二五・八GHzを超え二六・二GHz以下の周波数にあっては全国、二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数にあっては市町村（特別区の存する区域は一の市とみなし、別表第一に掲げる市町村に限る。）とする。

２　価額競争において申し出た金銭の額が一定の額以上であることを落札者の要件とし、当該一定の額（以下「最低落札価額」という。）は、単位ごとに別表第一に定めるところによる。

七　落札金に関する事項

１　認定特定高周波数無線局開設者は、法第二十七条の二十の三第十項の規定に基づき、価額競争による落札金を国に納付しなければならない。

２　前号の規定による納付については、会計年度ごとに一年当たりの落札金の額（認定特定高周波数無線局開設者となった落札者の別表第四の八の規定による落札した各単位の落札金の額を十で除して得た金額を合計した金額をいう。以下同じ。）を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。ただし、認定日の属する会計年度の落札金にあっては一年当たりの落札金の額に当該会計年度の日数に占める認定日から起算して当該会計年度の末日までの日数の割合を乗じた金額、認定の有効期間満了日の属する会計年度の落札金にあっては一年当たりの落札金の額に当該会計年度の日数に占める当該会計年度の四月一日から起算して認定の有効期間満了日までの日数の割合を乗じた金額を別に通知する納付方法により別に通知する期限内に納付することとする。

３　前二号に掲げる事項のほか、落札金の納付に関する事項については、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）に定めるところによるほか、総務大臣の定めるところによる。

八　特定高周波数無線局の開設の期限は、次の各号に掲げる特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　全国特定高周波数無線局　認定日から起算して三年を経過した日

２　地域特定高周波数無線局　認定日から起算して五年を経過した日

九　価額競争の公正を害すべき行為の防止に関する事項（注四）

１　申請者は、価額競争の公正な実施を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

㈠　申請者は、他の申請者（第十項第二号の規定により一の申請とみなされる申請の申請者を除く。以下この号において同じ。）に対し、希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について、情報の提供、協議、調整等を行わないこと。

㈡　申請者は、他の申請者以外の者（申請者を除く。）に対し、㈠に掲げる行為を防止するために必要な措置に関する契約を締結せずに希望する周波数、当該周波数を使用する区域、申し出る金額その他価額競争に関する意向について情報の提供を行わないこと。

㈢　申請者は、㈠若しくは㈡に掲げる行為を行った場合又は他の者から㈠若しくは㈡に掲げる行為を行うことを申し出られた場合には、直ちに総務大臣に報告すること。

２　申請者は、価額競争の公正を害すべき行為に関し、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

３　総務大臣は、第十項第四号の規定による通知を行った後、申請者が第一号の規定を遵守しなかった場合その他価額競争の公正を害すべき行為を行った場合又はそれらが明らかになった場合には、当該通知を取り消すとともに、その申請者に対して第十項第八号の認定を行わないものとする。

十　その他価額競争の実施に必要な事項

１　特定高周波数無線局（基地局及び陸上移動中継局に限る。）は、第三項第一号に規定する周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局の運用を開始した場合又は既に開設している基地局若しくは陸上移動中継局について当該周波数を使用するための指定の変更を受けた場合に開設されたものとする。

２　地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。（注五）

３　申請者は、法第二十七条の二十の三第一項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の八の三第二項及び別表第二に定める事項について記載した申請書を、法第二十七条の二十の三第二項に定める書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

４　本価額競争実施指針に係る価額競争に参加することができる旨の通知は、法第二十七条の二十の三第三項各号並びに第二項から第四項まで及び前号に定める事項に適合し、並びに別表第三に規定する要件を満たしている申請について行う。

５　前号の適合の審査に当たっては、申請期間内に提出された申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

６　申請者は、第四号の適合の審査に当たり、総務大臣から必要な書類の提出を求められ、又は総務大臣から必要な事項について説明を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

７　第四号の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、第五項に定めるところにより、保証金を提供しなければならない。

８　前号の規定により保証金を提供した者が一以上あった場合には、当該提供した者を参加者として、別表第四に定めるところにより価額競争を実施し、価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。

９　前号の規定により認定を受けた認定特定高周波数無線局開設者は、別表第五に定める条件を遵守しなければならない。

10　総務大臣は、別表第五の一４の規定により認定特定高周波数無線局開設者から提出された書類について、認定特定高周波数無線局開設者が本価額競争実施指針に基づき特定高周波数無線局を開設していること及び別表第五に定める条件を遵守していることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

注一　保証金の提供（返還を含む。）の手続に関して発生する費用は、申請者が負担すること。

二　保証金は、百の倍数となる金額を提供すること。

三　提供した保証金の金額は、別表第四の五２の規定により、初回のラウンド（別表第四の一１に定めるラウンドをいう。）における各参加者の保有ポイント数（別表第四の一８に定める保有ポイント数をいう。）の算定に用いられることに留意すること。

四　価額競争の公正を害すべき行為を行った場合には、法第二十七条の二十の四第一項（第四号に係る部分に限る。）に基づく特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの対象となり得ること、今後の特定基地局の開設指針において特定基地局の開設計画の審査事項になり得ること、今後の価